

循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて

答 申

(案)

平成30年10月2日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

目次

はじめに	1
I 本市のごみの現状と課題	2
(1) ゴミの減量と資源化に係るこれまでの施策	2
(2) ゴミの減量と資源化の現状	2
(3) ゴミの減量と資源化の数値目標	2
II 審議内容と基本方針	3
1. 容器包装リサイクルに関する取り組みについて	3
1-1 現状と課題	3
1-2 基本方針	3
1-3 今後の取り組み	4
2. リデュース、リユースの推進について	5
2-1 現状と課題	5
2-2 基本方針	6
2-3 今後の取り組み	6
論点① 食品ごみ・生ごみの減量	7
論点② プラスチックごみの減量	7
論点③ リユース活動の活性化と支援	9
論点④ 事業系ごみの実態把握と減量	10
論点⑤ 紙ごみの減量と資源化	11
論点⑥ 公平な受益者負担の実現	12
3. ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について	15
3-1 現状と課題	15
3-2 基本方針	15
3-3 今後の取り組み	16
論点① 立ち番と集積所の管理について	17
論点② 排出困難者への対応～戸別収集について～	18
論点③ 排出機会の確保～拠点回収や収集回数の拡充について～	20
論点④ 地域コミュニティの維持・活性化について	22
4. 今後の取り組みを進める上で留意すべき事項	24
おわりに	25

はじめに

舞鶴市では、これまでに不燃ごみの分別収集や可燃ごみの有料化など、ごみの減量や資源化、適正処理に向けて様々な施策を展開してきたが、近年の状況を見ると、市民1人1日当たりのごみ排出量については横ばい傾向、また、資源化率については、平成18年をピークに低下を続けており、全国平均、京都府平均を下回っている状況にある。

また、不燃ごみの6種9分別収集の開始から20年、可燃ごみの有料化から13年が経過し、この間、循環型社会形成推進基本法の制定（平成12年）、容器包装リサイクル法の改正など、廃棄物・リサイクル関係の法律の制定・改正が重ねられるとともに、ライフスタイルの多様化、少子高齢化、核家族化など地域社会を取り巻く状況も大きく変化している。

こうした中、本市の廃棄物施策は、プラスチック容器包装類の効率的な資源化や容器包装リサイクル法への準拠が不十分であること、ごみ減量が十分に進んでいないこと、さらには、ライフスタイルの変化や高齢化・地域力の低下に伴い、これまで通りにごみを排出することが困難になっていることなど、様々な課題に向けた対応が求められている。

このような状況のもと、舞鶴市廃棄物減量等推進審議会（以下「本審議会」という。）では、平成29年4月25日に舞鶴市長から『循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて』と題し、「容器包装リサイクルに関する取り組みについて」「リデュース、リユースの推進について」「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について」の3項目について諮問を受けた。

本審議会では、各事項について審議し、今後の方向性についてとりまとめたので、ここに答申するものである。

平成30年10月2日
舞鶴市廃棄物減量等推進審議会
会長 山川 肇

I 本市のごみの現状と課題

(1) ゴミの減量と資源化に係るこれまでの施策

市では、平成 10 年 5 月に不燃ごみの中間処理施設「リサイクルプラザ」の稼働に伴い、不燃ごみの分別区分をこれまでの 3 分別から 6 種 9 分別に変更。また、平成 17 年 10 月には指定袋制による可燃ごみの有料化と古紙の分別収集を導入するとともに、生ごみ堆肥化処理に対する支援、古紙等の資源回収活動への支援、使用済み小型家電回収ボックスの設置など、ごみの減量・資源化を推進するための様々な施策を実施している。

しかし、不燃ごみの 6 種 9 分別収集の開始から 20 年、可燃ごみの有料化から 13 年が経過しており、さらなるごみの減量・資源化を推進するためには新たな取り組みや仕組み作りが必要である。

(2) ゴミの減量と資源化の現状

本市のごみ排出量は、平成 28 年度実績において、28,088.2 トン/年（集団回収量と分別収集量を含む）、市民 1 人 1 日当たりの排出量では、914.9 g となっている。可燃ごみについては、有料化によるごみの減量意識が働き排出量は大きく減少したが、その後は横ばい傾向にあり、また、不燃ごみと粗大ごみについては年度による増減が見られる。

こうした中、本市の 1 人 1 日当たり排出量は京都府平均を上回っており、可燃ごみ・不燃ごみいずれにおいても、ごみ減量に向けたさらなる取り組みが必要となっている。

また、古紙や不燃ごみの資源化率については、平成 18 年度をピークに低下を続け、平成 28 年度実績においては 14.1% と全国平均、京都府平均を下回っている状況にあり、さらなる分別の啓発とともに処理の効率化が不可欠な状況となっている。

(3) ゴミの減量と資源化の数値目標

平成 28 年度に策定した舞鶴市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画では、数値目標として、平成 37 年度までに、市民 1 人 1 日当たりのごみ排出量を 922 g に、資源化率を 17.3% にすることを目指している。

本市におけるごみ減量は着実に進捗しているものの、資源化の取り組みは計画とのかい離が大きい。今後、さらなるごみ減量と資源化を進めるためには、市民や事業者の意識を高めながら、より一層のごみ減量・資源化に取り組む必要がある。

II 審議内容と基本方針

1. 容器包装リサイクルに関する取り組みについて

1－1 現状と課題

容器包装廃棄物はごみの容量の約6割を占めるとされ、増大する容器包装廃棄物がもたらす全国的な最終処分場のひっ迫に対応するため、平成7年に容器包装リサイクル法が制定された。

本市においては、平成10年5月に「リサイクルプラザ」が稼働し、不燃ごみの分別区分を現在の6種9分別に変更し、飲料用空缶類のほか、食用びん類、プラスチック容器類の分別収集が行われ、容器包装リサイクルの取り組みが本格的に実施されることとなった。

以後、資源ごみの分別とリサイクルは市民において着実に定着することとなったが、当時と現在の状況を比較すると、食用びん類は約46%減少、飲料用空缶類は約59%減少し、その一方で、プラスチック容器類については約44%増加しており、約20年が経過する中で本市の廃棄物の内容は大きく変化している。

このようにプラスチック製容器包装やペットボトルの生産・流通量が増加する中、国においては容器包装リサイクル法の改正を重ね、ペットボトルの対象範囲の拡大や、レジ袋の減量対策等を進めてきたが、本市では平成10年度以降、分別区分を見直さず現在に至っている。

容器包装リサイクル法においては、ペットボトルとプラスチック製容器包装を区分しており、本市を除く京都府下では14市中13市でペットボトルを単独で分別収集しているが、本市の分別区分では同一区分となっている。

また、レジ袋等のプラスチック製包装類については、京都府下14市中13市で資源物として分別収集の対象としているが、本市では可燃ごみに区分している。このように、本市では、容器包装リサイクル法への準拠が十分ではないことが課題となっている。

さらには、本市ではその処理においても課題を有しており、リサイクルプラザでは分別収集したプラスチック容器類のうち、重量比で約6割程度しか資源化できておらず、約4割は残渣物として埋立処理しており、今後の資源化の推進に向け、より効率的な処理手法へ見直しが必要となっている。

1－2 基本方針

市が平成29年4月に本審議会に対して行った3項目の諮問のうち、諮問事項①「容器包装リサイクルに関する取り組みについて」については、市の廃棄物施策に

おいて喫緊の課題であることから、他の諮問事項に先立ち、中間答申の形で今後の方針提示の要請を受けた。

本審議会では、市の要請に応じて審議を行い、平成 29 年 8 月に中間答申を行ったところである。その内容に基づき、諮問事項①についてあらためて以下のとおり答申する。

ペットボトルの単独分別収集とプラスチック製包装類の新たな分別収集は、資源化の促進及びごみの減量、温室効果ガスの削減など、循環型社会の形成に有効な手段と考えられるため、積極的に取り組むべきである。

また、施策の導入に際しては、その必要性や制度内容について市民への十分な周知と説明を行うとともに、その効果等の検証と情報発信にも努められたい。

1－3 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①ペットボトルの単独分別収集
- ②プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化
- ③分別ルールの変更に伴う市民周知

【審議会の意見】

現在はプラスチック容器類として、「ペットボトル」とその他の「プラスチック容器類」を同一の分別区分としているが、「ペットボトル」を単独分別収集することは、リサイクルプラザでの処理が効率化され資源化率の向上と埋立ごみの削減効果に寄与するため、有効な施策と考える。

また、現在は可燃ごみとして処理しているレジ袋などのプラスチック製包装類を新たに「プラスチック容器包装類」として分別収集することは、プラスチックのリサイクルを進め資源化率の向上を図るとともに、焼却処理により排出される温室効果ガスを削減する上で必要な施策である。

今後、不燃ごみの分別区分を見直し、新たな分別ルールが市民に定着するには、市民の理解と協力が不可欠である。このため、市においては、新たな分別ルールの周知とあわせて、制度導入の背景や目的、費用とその効果について分かりやすく説明するよう努められたい。

2. リデュース、リユースの推進について

2-1 現状と課題

社会経済活動の発展に伴い生活の利便性や快適性が高まる一方で、資源を大量に消費・廃棄する社会が到来し、地球温暖化や資源枯渇、環境悪化など、様々な課題を抱えることになった。

このような大量消費・大量廃棄型のライフスタイルを転換し、持続可能な社会を形成するためには、3R（リデュース・リユース・リサイクル）の取り組みが重要なとなるが、中でもリデュース・リユース（ごみを減らす、繰り返し使う）は、資源を有効に活用し、循環型社会を形成する上で優先度の高い取り組みとされている。

さらには、リデュース・リユースを推進し、廃棄物の減量に努めることは、埋立ごみの削減や最終処分場の延命、さらには将来的な廃棄物処理施設更新費用や維持管理費用などの市民負担の軽減につながるものもある。

こうしたリデュース・リユースの推進に向け、あらためて本市の廃棄物の状況を見ると、可燃ごみの有料化後には排出量が大きく減少したが、市民1人1日当たりのごみ排出量は京都府平均を上回っている。

市では様々なごみ減量啓発に取り組んでいるものの、市民や事業者におけるごみ減量の余地は残っており、これからリデュース・リユースの推進に向けては、市民や事業者の自発的な取り組みにつながる新たな施策の検討が必要となっている。

具体的には、本市の可燃ごみの約27%を占める厨芥類（生ごみ）や、約35%を占める紙ごみの減量のほか、市民一人ひとりの減量行動の有無により排出量に大きな差が生じるプラスチックごみの減量は、本市においての取り組みの余地はまだまだある。

また、市民や事業者の取り組みのほかにも、市外からの越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入など、市のごみ処理施策に起因する諸課題も散見され、事業系ごみへの対応や受益者負担のあり方を見直す時期が到来しているものと考える。

リユースについても、リデュースと並び重要な減量行動であるため、さらなる活性化に向けた取り組みが必要となっている。

リデュース・リユースの推進では、「使わない」「できるだけ使わない」「繰り返し使う」といったごみ減量行動に向け、市民の日常生活や事業活動の見直しが必要となるが、こうしたきっかけづくりをどのように実施するかが大きな課題となっている。

2－2 基本方針

諮問事項②「リデュース・リユースの推進」について、本審議会では、本市の現状から重要性が高いと考えられる6つの論点について課題整理し、基本方針と今後の取り組みについて審議したので、次のとおり答申する。

リデュース・リユースの推進は、環境負荷やごみ処理施設の整備に要する様々な市民負担を軽減し、公平な受益者負担の実現に向け極めて優先度の高い取り組みである。

特に、次の6項目に関連する施策については、リデュース・リユースの推進に向けた本市の重点施策に位置付け、早急に具体的な取り組みに着手すべきである。

- ①食品ごみ・生ごみの減量
- ②プラスチックごみの減量
- ③リユース活動の活性化と支援
- ④事業系ごみの実態把握と減量
- ⑤紙ごみの減量と資源化
- ⑥公平な受益者負担の実現

2－3 今後の取り組み

本審議会が審議した6つの論点について、以下、個別に記載する。

論点① 食品ごみ・生ごみの減量

(1) 現状と課題

本市の可燃ごみの組成分析では27%が厨芥類（生ごみ）であり、その厨芥類の40%、可燃ごみの10%に相当するごみが、食べ残しや過剰除去などのいわゆる「食品ロス」と呼ばれるごみであると推定される。この推定量は2,000～2,800tにおよび、市の不燃ごみ量の総量に相当する。

市では、これまでからも生ごみ堆肥化容器や電気式生ごみ処理機の購入補助制度を導入するとともに、ごみ分別ルールブック等の啓発冊子を通じて、食品ロスの削減や生ごみの水切りの啓発を行ってきたが、現状においては、まだまだ減量の余地がある。

食品ごみ・生ごみの減量は、市民一人ひとりのライフスタイルや事業活動の見直しにより実現できるものであるため、継続的かつ効果的な啓発活動が必要となっている。

(2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①ごみ減量運動の啓発（「生ごみ3キリ運動（使いキリ・食べキリ・水キリ）」や、「3010（さんまる・いちまる）運動」など）
- ②食品ロス削減に取り組む飲食店への「食べ残しぜロ推進店舗」認定制度等を活用するなど、国・京都府の取り組みへの参画

【審議会の意見】

食品ロスの削減やごみ減量啓発においては、教育の果たす役割が大きい。市では提案の取り組みに加え、小・中学校での啓発や食育についても取り組みを進める必要がある。

また、小売業や飲食業では経済活動とごみ減量が両立しない側面もあることに留意し、経済性を確保しつつもごみ減量に取り組めるような事例やメリット等を発信するなど、事業者向けの啓発にあたっては工夫されたい。

論点② プラスチックごみの減量

(1) 現状と課題

プラスチックごみの減量については、諮問事項①においてリサイクルの観点から審議を行ったが、環境負荷や市民負担の軽減を図るためにには、ごみを発生

させない取り組みがより重要となる。

本市のごみに関しては、不燃ごみに占めるプラスチック容器類の割合は年々大きくなっている。こうしたプラスチック容器類の全てがリサイクルできるわけではなく、一定の割合で処理残渣物が発生するため、埋立ごみとなってしまう残渣物を減らすためには、分別精度や処理効率の向上とともに、発生抑制が不可欠となる。

レジ袋の削減については、日本チェーンストア協会のデータによると全国の辞退率の平均は約50%であるが、市内スーパー2店舗への聞き取り調査では辞退率は約30%となっており、市民の自発的な減量行動に向けてはさらなる啓発の余地があることがわかる。

このように、ごみ減量と埋立ごみの削減、さらには環境保全のため、市民一人ひとりによるプラスチックごみの減量と分別の徹底に向けた取り組みが必要となっている。

(2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①環境負荷の少ない行動・ライフスタイルの啓発
- ②レジ袋削減や簡易包装の推進、マイボトル・マイバッグの利用推進、環境負荷の少ない商品の選択、海・川などレジャーごみの持ち帰り推進、イベントでのリユース食器利用など、「使わない」「できるだけ使わない」「繰り返し使う」といったごみ減量行動の啓発

【審議会の意見】

今後のプラスチックごみの減量啓発では、情報の発信とともに、個々のライフスタイルを見直すきっかけづくりも重要である。

不燃ごみはライフスタイルにより1人当たりの排出量が異なり、特にプラスチック容器包装類では減量行動の有無により大きな差が生じる。

また、不燃ごみの有料化は、排出量に応じて処理費用を負担する仕組みであるため、ごみ減量だけではなく、公平な受益者負担の実現に資する取り組みでもある。

さらには、埋立ごみの削減、最終処分場の延命の観点からも、不燃ごみの有料化は、市民一人ひとりが責任と自覚をもってごみを排出することにつながり、ごみ減量に効果があるものと考える。

レジ袋の削減については、全国の自治体の約23%で何らかの有料化施策

を実施している。しかし、有料化は消費者の負担が増す仕組みでもあり、特定の小売店だけで取り組みを進めることが難しい。

レジ袋の有料化を実施している自治体では、市民の理解と協力のもとで各小売店が足並みを揃えて有料化が進められるよう、市民・事業者・行政の3者による協議の場を設置している例が多い。本市においても、こうした協議の場を設置し、レジ袋削減に向けた段階的な取り組みを進める必要がある。

また、イベント等でのリユース食器の使用は、発生するごみの減量だけではなく、啓発効果も大きいため、今後も継続することが望ましい。

論点③ リユース活動の活性化と支援

(1) 現状と課題

リユースは、「もの」を長く・何度も使用することにより使用期間を延ばし、ごみを削減するだけでなく、資源消費量の削減や、製造・輸送の際のエネルギー消費量を削減するなど、リデュースと並び循環型社会形成に向けた重要な取り組みと位置付けられている。

他方、環境省の調査結果によると、過去1年間のリユース品購入経験者は約3割であり、リユースの推進の余地はまだまだあるものと考えられる。

また、いらなくなつた物、使わなくなつた物（退蔵品）が長期間自宅保管され、「もの」としての価値を失い、最終的にごみになつてしまう傾向がある。「もの」としての魅力が低下し、寿命を迎えるまでに、いかにして退蔵品をリユース品として流通させるかが課題となつてゐる。

(2) 今後の取り組み

市から説明があつた今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①常設リユーススペース、リユースイベントなど既存施策の活性化と充実
- ②フリーマーケットやリユース・リペア情報の発信など、市民が自主的に取り組むリユース活動への支援

【審議会の意見】

リユースやリサイクルの要素を教育の中に盛り込むことは、啓発としては取り組みやすく効果も大きい。また、「おもちゃ交換会」のように、啓発の対象となる人を絞り込み、その人の関心に合わせてリユースの対象と

なる「もの」を選定することで効果的な事業実施が期待できる。

さらには、リユースの取り組みは、人と人との間に「もの」が介在することで、新たな人ととの繋がりが生まれ、コミュニティが形成されるといった効果もある。

論点④ 事業系ごみの実態把握と減量

(1) 現状と課題

本市の事業系可燃ごみの割合は約 16%となっているが、近隣市や京都府内の自治体と比較すると事業系ごみの割合が極端に少なく、統計上の数値が実態に即したものであるかについて検証が必要となっている。

その主な要因としては、本市では可燃ごみ収集時に事業系ごみと生活系ごみを混載して収集していることにある。混載では、ごみ収集における社会的コストの低減が可能であるが、その一方で事業系ごみの排出量や組成などの実態把握ができないため、事業系可燃ごみの適正排出指導やごみ減量施策の推進を妨げる原因にもなっている。

事業系ごみの内容物の把握に関しては、本市を除く京都府下 14 市のうち半数の自治体で施設搬入時に事業系ごみの展開検査を実施しており、また、全国的には事業系ごみを対象にした組成調査を約 14% の自治体で実施するなど、多くの自治体が事業系ごみの実態把握と、排出実態に応じた適正排出指導・減量啓発に努めている。

(2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①事業系ごみの減量・資源化啓発、実態把握
- ②施設搬入時の展開検査、指導など
- ③焼却処理施設への紙ごみの搬入規制。資源化ルートの確保
- ④直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討。多量排出事業者に対する減量計画策定の義務付け

【審議会の意見】

生活ごみの減量と同様に、事業活動から発生するごみ減量・分別についてもさらなる啓発と指導が必要である。

しかしながら、本市においては、事業系ごみ量の把握が十分ではなく、

統計上の数値と実態とが大きく乖離している可能性が高い。事業系ごみの適正排出指導・減量啓発にあたっては、収集業者においては事業系ごみ量の把握と排出事業者に関する資料提出、市においては展開検査等を実施し、早急に事業系ごみの実態を把握し、市の実情に応じたごみ減量施策を検討しなければならない。

また、事業系ごみを家庭ごみと偽り、地域の可燃ごみ集積所に排出されている可能性もあることから、調査の上その対策に取り組む必要がある。

搬入許可制度や搬入予約制度の導入については、効率的な方法を検討するとともに、搬入抑制策が不法投棄や散乱ごみの増加を招くことがないよう留意しなければならない。

事業系ごみの適正排出に向けては、新規開業者がごみの正しい出し方を知らないことがあり、また、既存事業者がごみの排出方法を正しく理解していないこともある。さらには、ごみの分別や減量はごみ処理経費の節減につながる側面もあるが、事業者にはその認識に乏しい場合もある。

こうした点を踏まえ、事業者に向けて「正しいごみの分け方、出し方」に関するパンフレットを作成し、啓発を図る必要がある。なお、啓発にあたっては、既存の行政データや資料を活用し、効率的な啓発方法を検討する必要がある。

論点⑤ 紙ごみの減量と資源化

紙ごみの減量については、紙ごみの分別・リサイクルの推進が主な論点となるため、諮問事項の「リデュース・リユースの推進」に該当しない側面もあるが、本市における廃棄物量に占める紙ごみの割合の大きさ、リサイクル施策における重要性を鑑み、本項において審議することとした。

(1) 現状と課題

本市での紙ごみ回収量は、平成18年度と比較し約半分の回収量となっており、市の資源化率低下の大きな要因となっている。一方で、可燃ごみの組成に占める紙の割合は年々低下しており、市民や事業所におけるペーパーレス化や分別は着実に進んでいると考えられる。

しかしながら、可燃ごみの組成調査結果を見ると、紙類が約35%を占めており、他市のごみ組成と比較すると、リサイクルできる紙の割合が高く、さらなる分別・リサイクルの余地は残っている。

特に、事業系の紙ごみについては、他市では可燃ごみとしての搬入を禁止している事例もあり、本市においても事業系紙ごみの分別・リサイクルに向け、

段階的に取り組みを強化する必要がある。

こうした取り組み強化に向けては、古紙回収事業者や再生紙メーカーでの取り扱いが少ないシュレッダー古紙や、焼却処理されることが多いプライバシー・秘匿文書などの資源化ルートの確保が課題となっている。

(2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①紙ごみ減量とペーパーレス化、分別徹底の啓発
- ②排出機会の確保、シュレッダー古紙や秘匿文書等の資源化ルートの確保
- ③事業系紙ごみの搬入抑制

【審議会の意見】

雑紙を分別すればリサイクル可能であることや、シュレッダーダストが資源化困難であることについて、市民や事業者に十分浸透しておらず、さらなる啓発が必要である。

事業系紙ごみの搬入抑制に向けては、事業者に対する搬入時の分別指導を実施すべきである。しかし、その推進に向けては、秘匿性の高い文書や個人情報が記載された紙をリサイクルできるルートの確保が不可欠となる。

こうした取り組みを進めるため、市では市内外の古紙回収業者や再生紙メーカーと連携し、紙の溶解処理やシュレッダーダストのリサイクルなど、資源化ルートの充実・確保を図る必要がある。

なお、ごみの発生抑制の観点からは、紙の分別・リサイクル以上に紙を使わないこと（ペーパーレス）が重要となる。市においては、本審議会をはじめ、各種会議の運営において可能な範囲でペーパーレス化、デジタル化を進め、効率性の高い業務運営に努められたい。

論点⑥ 公平な受益者負担の実現

(1) 現状と課題

本市では、公平な受益者負担の実現とごみの減量の啓発・推進を図るため、平成17年に可燃ごみの有料化を実施し、可燃ごみについては約2割の減量を達成した。一方、不燃ごみに関しては、隣接するすべての自治体が有料化を実施している中、本市では、収集と施設への直接搬入のいずれにおいてもごみ処理

手数料を無料としている。

このため、舞鶴市民を装った市外からの持ち込み（越境ごみ）と疑われる事案、事業者がより安価な方法で産業廃棄物を処理しようと生活ごみと偽りリサイクルプラザに持ち込む事案、さらには、不燃ごみや産業廃棄物を可燃ごみに偽装し清掃事務所に持ち込む事案が相次いでいる。

越境ごみについては、本来は居住する自治体のルールに則り適正に処理されるべきものであり、居住自治体におけるごみ減量施策と舞鶴市民の減量努力を阻害するものとなっている。

また、産業廃棄物の持ち込みについても、本来は事業者の負担により適正処理されるべきであるため、舞鶴市民の利益を損ねることになっている。

(2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①越境ごみやただ乗りなど不適正排出に対する取り組み
- ②他市の取り組みを参考にしたごみの受入れ体制の早急な見直し
 - (1) 施設搬入時の展開検査、指導など（再掲）
 - (2) 事業系ごみの適正処理啓発
 - (3) 有料化施策・手数料制度の見直し
 - (4) 直接搬入に対する搬入許可証、搬入予約制の導入検討。（一部再掲）

【審議会の意見】

ごみ減量に向けては、市民の日常生活や事業活動の見直しに向けて様々な働きかけが重要であり、市においては、ごみ減量啓発や減量施策を積極的に取り組む必要がある。

その一方で、ごみの排出量は個々の生活様式やごみ減量意識によって大きく異なり、多くのごみを出す人には多くの負担を求めるという公平な受益者負担の実現に向けた施策の果たす役割も大きい。

こうした中、多くの市民がごみ減量に取り組み、適正に分別・排出しているにもかかわらず、市外からの越境ごみや産業廃棄物の不適正搬入などの、いわゆる「ただ乗り」が、本市の適正処理と減量努力、さらには公平な受益者負担の実現を阻害している実情は看過できないため、市においてはその改善に向け、搬入物検査や展開検査などの対策に早急に着手する必要がある。

また、その取り組みと平行し、他市の事例を参考にしながら、搬入許可制による廃棄物排出状況や性状の確認、直接搬入の有料化、さらには、公平な受益者負担の実現に向けた不燃ごみの有料化施策について研究する必要がある。

有料化の検討にあたっては、市民によって金銭的な負担感が異なるため、一人ひとりが同じ気持ちでごみ減量に取り組むことができるよう配慮を要する。単に市民負担が増えるようなことにならないよう留意し、新たに発生する収入については、収集回数を増やすことや排出困難者への支援など、ごみに関するサービスの向上についても併せて検討されたい。

また、こうした公平な受益者負担の実現に向けては、ごみの種別ごとの処理費用を明らかにするとともに、本市のごみをめぐる現状について積極的に市民に情報発信しなければならない。

3. ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について

3-1 現状と課題

経済活動の成熟とサービスの高度化に伴う就業形態の多様化、また、共働き世帯の増加、核家族化や単身世帯の増加など、市民のライフスタイルは年々変化している。

本市の高齢化の状況については、平成8年には高齢化率は19%であったが、平成18年には23.8%、平成28年には30.3%となっており、本市の高齢化は急速に進んでいる。

一方、市民の価値観も多様化しており、自治会への加入率が年々低下しているほか、新たに開発された住宅地においては自治会が組織されない事例もあるなど、本市のコミュニティ活動の核となっている自治会の活動を今のかたちで維持・継続することが難しくなりつつある。

このように、高齢化が進展し、市民のライフスタイルや価値観、コミュニティのかたちが変化する中、市では、廃棄物施策の今後のあり方を検討するため、平成27年度から2年にわたり、京都府立大学と連携して、廃棄物の収集と地域コミュニティの課題に関する調査・研究を行った。

その報告では、本市の廃棄物の収集と地域コミュニティの課題について、①高齢者への配慮、②立ち番の負担感、③リサイクルプラザへの直接搬入、④自治会非加入者、以上4点について課題整理している。

特に、高齢者への配慮に関しては、高齢者等の排出困難者への支援策の必要性に加え、10年後の高齢化の状況を考慮すると現在の立ち番制度を維持することが難しくなることが予想されるため、将来的には立ち番制度を廃止することとし、立ち番が無くても分別が維持できる地域づくりの必要性について提言している。

3-2 基本方針

本審議会では、諮問事項③ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について、京都府立大学による研究結果を踏まえ、あらためて課題整理を行い、4つの論点から基本方針と今後の取り組みについて審議したので、次のとおり答申する。

ライフスタイルの多様化や少子高齢化など地域社会を取り巻く状況が変化する中で、市民が等しくごみ分別・ごみ排出に取り組むことができるよう、次の施策を実施する必要がある。

- ①立ち番の負担軽減と適正な分別・排出が維持できる地域づくり
- ②高齢者や障害者などの排出困難者を対象とした戸別収集の実施
- ③地域の集積所での排出を補完する拠点回収の充実と、ペットボトルとプラスチック容器包装類の収集回数の拡充
- ④「ごみ」や「環境」への取り組みを通じた地域コミュニティの維持・活性化

3－3 今後の取り組み

本審議会が審議した4つの論点について、以下、個別に記載する。

論点① 立ち番と集積所の管理について

(1) 現状と課題

不燃ごみ集積所の立ち番は、平成6年1月に「舞鶴市ごみ減量対策懇話会」（現在は廃止）がとりまとめた『舞鶴市のごみ減量を図るための提言』に基づき配置されることになったもので、その中で、不燃ごみ6種9分別収集の実施にあたり「当番制などによる指導員を選出し、集積所の管理の適正化を図ること」としている。

しかし、近年では、高齢化や核家族化の進展、就業時間の多様化、共働き世帯の増加など、市民のライフスタイルは変化し、平日の早朝という時間的な問題や体力的な問題で立ち番への参画が難しいと考える世帯が増加しており、アンケート調査の結果を見ても約6割の市民が立ち番を負担に感じると回答している。

こうした状況は、京都府立大学の研究報告においても分析されており、立ち番の継続に関する回答項目で「今まま続けるのは難しい」と回答した市民を地域ごとに分類したところ、継続が難しいと回答した人の割合が多い地域と、10年後の後期高齢化率は相関関係にあり、アンケート調査の結果は将来の高齢化の実態を踏まえた内容になっていると結論付けられている。

他自治体の事例では、自治会の不燃ごみ集積所に立ち番を配置することは必ずしも一般的ではなく、不燃ごみを種別ごとに曜日を代えて収集している自治体や、可燃ごみと不燃ごみ・資源ごみを同じ集積所で収集している自治体では、一般的に立ち番は配置されていない。また、立ち番を採用していた他自治体でも、自治会活動の負担軽減や市民からの要望により立ち番を廃止している事例もある。

自治会においては、不燃ごみ集積所の管理のほか、可燃ごみ集積所の維持管理や環境美化活動を実施しており、人口減と高齢化が進み地域の担い手が減少する中で、いかにして地域負担を軽減するかが課題となっている。

(2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①不燃ごみ集積所の管理ルールの整備と、地域の実情に応じた立ち番の任意化
- ②地域でのごみ減量・分別に関する学習機会（出前講座等）の提供

【審議会の意見】

不燃ごみの立ち番は、不燃ごみ集積所の秩序維持にとどまらず、ごみの分別とりサイクルの学習、地域人材の育成機会として、さらには、高齢者等への支援など、本市のごみ分別と地域づくりに大きな役割を果たしてきた。

現在も、各自治会では、ごみ出し時間の短縮や立ち番等の労務の交代・免除など、様々な配慮や工夫を行い集積所の管理を行っている。

その一方で、立ち番をしたくても事情によりできない事例や、立ち番をしたくないため自治会に入らないといった事例、高齢化の進む自治会で立ち番の体力的な負担を考慮し、冬季には自治会単位での不燃ごみ収集を中止している事例など、立ち番の負担が市民の円滑なごみ排出や自治会運営を阻害する要因の一つにもなっている。

このような中、あらためて本市の集積所の状況を見ると、不燃ごみの分別ルールは一定程度定着し、集積所での分別指導の必要性は低くなっているものと思われる。また、不法投棄や不適正排出の懸念も地域により程度が異なっている。

こうした現状を鑑みると、立ち番を一律に実施するのではなく、地域事情や必要性を考慮して実施することが望ましいと考える。また、各地域の住民と行政が交流し、課題や各地域の工夫を共有する機会を継続的に確保することも、市の課題を踏まえた各地域の工夫を促す上で必要だと考える。

なお、立ち番の任意化に向けては、不燃ごみの分別区分の見直し後、適切なタイミングを見定め、円滑に移行されたい。

論点② 排出困難者への対応～戸別収集について～

排出困難者については、高齢や障害などにより家庭からごみを排出できないケースと、個々のライフスタイルや様々な事情により日々のごみ出しで行政回収を利用하기ができないケースとがあるが、本項においては、主に前者について検討することとし、後者への対応については、後述する排出機会の確保の項において検討する。

(1) 現状と課題

平成 12 年に介護保険法が施行され、それまでは主に家庭で対応してきた高齢者の介護を、国の制度に基づき行政が支援することとなった。

本市での介護保険の運用状況を見ると、平成 28 年度には 4,868 名が要介護認定を受けており、高齢化が進展する中、今後はさらに増加することが見込まれ

る。

また、障害福祉サービスに目を向けると、平成 18 年に障害者自立支援法が施行され、平成 28 年度には 115 名がホームヘルプサービスを利用している。

このような状況において、それまでは家庭や地域の協力を得てごみ分別・ごみ排出ができていたものについても、世帯の高齢化や単身化に伴い、ホームヘルプサービスの支援を受けて実施されることとなり、その人数は年々増加しているものと推測される。

しかし、ホームヘルプサービスにおいてごみ分別とごみ排出を円滑に実施できる場合ばかりではなく、家事支援時間帯とごみ出しの曜日・時間が合わないこともあります。分別されたごみを自宅から出せない「排出困難者」への対応が課題となっている。

こうした中、平成 27 年の国立環境研究所の調査によると、戸別収集や地域住民による支援など、約 2 割の自治体で排出困難者への支援を行っている。

本市においては、行政による排出困難者支援施策が無い中、平成 26 年に実施した自治会長へのアンケートの調査によると、約 1 割の自治会で自主的な取り組みとしてごみ分別や排出の支援を行っているとの結果であった。

今後の排出困難者支援施策を検討するにあたり、地域力の低下や高齢化が課題となっている中で、こうしたコミュニティ支援型の仕組みを市内全域で実施することは難しいと考えられ、現状の自助・共助の仕組みを損なわない形で、どういった支援が可能であるかが課題となっている。

(2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①民間事業者（一般廃棄物収集運搬業許可業者）による戸別収集サービス（有料）の活用

【審議会の意見】

市民のライフスタイルや価値観、コミュニティのかたちが変化する中、これまで家族の協力と近隣住民による助け合いで成り立ってきたものについても、公共や民間の各種有償サービスを利用することになり、その結果、家族力・地域力の低下を招いている側面がある。

こうした中、排出困難者対策として実施する戸別収集が、家族力・地域力の低下を招くことにならないよう、事業の具体化に向けては、本審議会

や福祉関連部局、関連事業者等とのコミュニケーションに努められ、十分な配慮と工夫を図られたい。

なお経済的に困難な排出困難者に対する配慮も必要であり、福祉関連部局とも連携した上で、適切に対応されたい。

また、病気やけがなど、福祉施策での基準に該当しないようなケースについてもサービスを利用できる仕組みづくりも必要である。

論点③ 排出機会の確保～拠点回収や収集回数の拡充について～

(1) 現状と課題

本市での生活ごみの排出は、主に自治会等が管理するごみ集積所により排出することを基本としているが、仕事の都合などで朝のごみ出し時間に出せないケース、自治会に加入していないため最寄りのごみ集積所を利用できないケース、さらには、排出したごみから生活実態を推測されるなどのプライバシーに対する懸念などから、地域の集積所を利用できない・しないケースがある。

また、本市では不燃ごみの収集回数が月1回であるため、家庭での保管スペースが十分に確保できないケースもある。特に、プラスチック容器類については、家庭から排出される量がこの20年で約1.5倍になっており、各家庭だけではなく、地域の集積所においてもスペースの確保が課題となっている。

こうした事情もあり、清掃事務所やリサイクルプラザでは直接搬入の利用者が年々増加しており、施設では、交通渋滞に伴う施設周辺の生活環境の悪化や、施設内での安全確保に課題が生じている。

さらには、今後、ペットボトルの単独分別収集や、プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化が開始される際には、現在の収集回数のままでは家庭での資源ごみ保管スペースがさらに必要となり、長期の保管による衛生上の問題も懸念される。同様に、地域の不燃ごみ集積所に収まらない可能性も懸念される。

一般に、プラスチック容器類や包装類については、家庭からの排出量が多いため、本市を除く京都府下14市のうち12市では月2回以上の収集を実施しており、本市における収集回数が十分であるか検討が必要である。

また、本市では、紙おむつを利用する市民への支援施策として、「紙おむつ専用袋」を無料で提供しているが、この施策についても乳幼児や高齢者などを抱える世帯への支援措置であるにもかかわらず配布場所が限定されており、支援措置としての利便性に欠ける側面がある。

このように様々な事情により集積所が利用できないケースや、家庭でのごみの保管と衛生確保などの問題を踏まえ、市民が等しくごみ減量とリサイクルに

取り組めるよう排出機会のさらなる充実が課題となっている。

(2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

①排出拠点の充実

- 1) 小売店での店頭回収の拡充
- 2) 拠点型の集団回収（古紙等）
- 3) 公共施設での拠点回収の拡充
- 4) 紙おむつ専用袋の配布拠点の拡充

②収集回数の拡充

- 1) ペットボトル・プラスチック容器包装類の月2回収集（実施時期未定）
- 2) 排出困難者への当面の措置として、可燃ごみとして排出されたプラスチック製包装類の「取り残し」の猶予
- 3) 集積所への対応として、不燃ごみ集積所の移転・増設、ペットボトル・プラスチック容器包装類専用の集積所増設

【審議会の意見】

拠点回収については、小売店等に対しても、レジ袋の削減の取り組みと並行し、ペットボトルやプラスチック容器包装の自主的な回収をさらに充実するよう働きかけを行う必要がある。

また、プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化を実施すると、市の想定では、4人世帯で1カ月に4袋程度のプラスチック容器包装類が排出されるとのことであるが、各家庭では他にもペットボトルや缶、びん等の不燃ごみを保管しなければならず、今後は、今以上にごみを保管するスペースが必要となる。

他の自治体では、ペットボトルやプラスチック容器包装類の収集を複数回実施しており、特に排出量の多いプラスチック容器包装類については、月4回実施している事例も多い。

さらには、本市の収集回数の少なさは、市民の利便を損ねるだけではなく、本市における資源化率低下の要因の一つになっている可能性もある。

こうしたことから、市が提案する月2回収集は最低限の回数とし、本市

においても他市の事例を参考に月4回収集など収集回数の拡充について検討を進められたい。なお、収集運搬回数の拡充に必要となる経費については、現在の作業内容の整理・見直しを徹底し、収集運搬効率の向上を図ることにより、低減するよう努められたい。

一方、受益者負担の観点からは、不燃ごみの有料化を検討すべき時期にあるものと考えられる。今後は、収集回数の拡充など、ごみ排出の利便向上と合わせて、不燃ごみの有料化についても検討を進める必要がある。

ごみ集積所に関しては、他市では、可燃ごみと不燃ごみ・資源ごみを同じ集積所で収集している事例があり、「論点①不燃ごみ集積所の立ち番の負担軽減について」とも関連するが、自宅からより近い場所に不燃ごみを出すことができれば、高齢者や障害者等の排出困難者にとっても、また、子育て中の世帯などの排出するごみ量が多い家庭においても負担軽減となるため、本市における導入について検討を進められたい。

論点④ 地域コミュニティの維持・活性化について

(1) 現状と課題

本市の地域コミュニティでは、自治会の果たす役割は大きく、環境や福祉、防災など、様々な役割や活動を担っている。

しかし、ライフスタイルの変化や高齢化に伴い、地域活動の担い手は徐々に減少しており、自治会によってはこれまでの活動を現状のまま維持することが難しくなりつつある。

こうした中、自治会や行政のいずれにおいても、事業の必要性や優先度を考慮し、限られた財源と人員の中で効率的かつ効果的な事業手法への転換が課題となっている。

また、市民が新たに地域コミュニティの活動に参画し、さらには、「ごみ」や「環境」といった活動に取り組むきっかけづくりも重要となっている。

(2) 今後の取り組み

市から説明があった今後の取り組み案と審議会の意見は次のとおり。

【市の今後の取り組み案】

- ①自治会活動への支援
- ②自治会への情報提供・情報共有・意見交換
- ③集団回収やリユース活動への支援
- ④地域コミュニティのさらなる活性化に向けた各種施策や連携

【審議会の意見】

効率的な自治会運営を行うためには、個々の自治会で取り組む様々な工夫や、アウトソーシングなど、効率化の手法を自治会間で共有することや、地域課題や行政の施策を市民と行政とが情報共有・情報交換できる機会が重要となる。

また、リユース活動や集団回収、環境美化活動など、「ごみ」や「環境」をテーマに、新たなコミュニティ活動を形成する仕掛けや仕組みについても考えなければならない。

特に、近年では、職場や個人的な関係に重きを置き、住んでいる地域との繋がりを重視していない人も増えている。コミュニティの役割を考える際には、地縁型コミュニティだけではなく、こうしたテーマ型のコミュニティを重視する人たちにどのような働きかけをするかについても考える必要がある。

「ごみ」や「環境」に関する問題は、老若男女、障害のある人、地域の繋がりを大切にしたいと思っている人も、そうでない人も、すべての人と共に通する問題である。こうした中、「ごみ」や「環境」の取り組みを活用し、地域づくりのツールとして、様々なコミュニティとの連携が一層重要なになっている。

4. 今後の取り組みを進める上で留意すべき事項

(1) 容器包装リサイクルに関する新たな取り組みに向けて

市では、平成30年8月から『不燃ごみ7種9分別収集モデル事業』に着手し、排出状況、収集方法、処理方法について検証している。

このモデル事業は、平成29年8月の「容器包装リサイクルに関する取り組み」に係る中間答申に基づき実施されるもので、「ペットボトルの単独分別収集」「プラスチック製包装類の新たな分別収集・資源化」に、「食用びん類の分別簡素化」を加え、これまでの不燃ごみの分別区分を『7種9分別』に変更し、市内28自治会において実施されているものである。

さらに、市の計画では、平成31年度中には、このモデル実施での検証結果を踏まえて、市内全域で『不燃ごみ7種9分別収集』を実施することである。

市においては、モデル事業の実施にあたり、課題や問題点の洗い出しをしっかりと行い、必要に応じて修正を加えることにより、よりよい分別収集・処理体制の構築に努められたい。

また、市民への情報発信・周知をしっかりと行い、新たな分別区分への円滑な移行を図られたい。

(2) 啓発活動について

啓発活動では、環境啓発事業に参加する楽しみやメリットがあると参加しやすく、継続しやすいため、事業検討にあたっては、効率的・効果的な事業実施や、副次的な事業効果を考慮し実施されたい。

また、ごみ減量や分別への理解は、新しい価値観を持つ市民が増えることで定着する側面があるため、将来、本市の環境を担うことになる子ども達に対して、どのように考えるきっかけを作るのか、また、どのように伝えていくのかといった仕掛けづくりを検討しなければならない。

(3) 市民と事業者との連携について

事業者がごみ減量や環境面での取り組みを行うことで、「この店（事業所）は環境に良い取り組みをしているから利用（応援）しよう」といった市民の気運が高まることを期待したい。

(4) 本審議会との連携について

本審議会での議論をさらに実効的なものにするため、本審議会に対して、事業の検討状況や実施状況を報告するとともに、必要に応じて協議を行うなど、本審議会との連携を密にして事業進捗を図られたい。

おわりに

本審議会では、市長から諮問を受けた「容器包装リサイクルに関する取り組み」「リデュース、リユースの推進」「ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応」の3項目の諮問について審議し、基本方針と今後の取り組みについてとりまとめたので、以上のとおり答申する。

いずれの事項も、本市のごみ減量・資源化、適正処理の推進に欠かせない重要なテーマであるが、こうした課題への対応を実効的かつ効果的なものにするためには、市民や事業者の理解と主体的な取り組みが不可欠となる。

市においては、本答申の趣旨や内容を十分に尊重し、さらなるごみ減量・資源化と、循環型社会の形成に向けて積極的に事業を推進することを期待する。

<参考資料>

1. 諒問書
2. 審議会名簿
3. 審議会議事経過

舞市生第 33 号
平成 29 年 4 月 25 日

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会

会長 山川 肇 様

舞鶴市長 多々見 良三

舞鶴市廃棄物の減量化及び適正処理等に関する条例施行規則第 3 条に基づき次のとおり諮詢します。

循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて

- 1 容器包装リサイクルに関する取り組みについて
- 2 リデュース、リユースの推進について
- 3 ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について

以上

(趣旨)

舞鶴市では、かねてより不燃ごみの分別収集や可燃ごみの有料化など、ごみの減量化や資源化、適正処理を推進してまいりました。

しかしながら、不燃ごみの 6 種 9 分別回収の開始から 18 年、可燃ごみの有料化から 11 年が経過する間に、容器包装リサイクル法などリサイクル関連法の改正が重ねられるとともに、ライフスタイルの多様化、少子高齢化、核家族化など社会を取り巻く状況が変化してきました。

こうした中、本市のごみの現状といたしましては、一人当たりのごみ排出量について、可燃ごみの有料化後にはごみの減量意識が働き、排出量が大きく減少してきましたが、近年は横ばい傾向にあります。

また、古紙や不燃ごみの資源化率につきましては、平成 18 年度をピークに低下を続けており、全国平均、京都府平均を下回っております。

つきましては、本市における循環型社会の形成を推進するため、前述した 3 つのテーマにおける新たな取り組みについて御審議いただきたく諮詢するものです。

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会委員名簿

	氏 名	所 属 名 等
副会長	アオ ヤマ コウ ソウ 青 山 公 三	京都府立大学 名誉教授 京都政策研究センター長
	ア ダチ ノリ ヒト 足 立 徳 仁	公益社団法人舞鶴青年会議所 理事長 ※就任時
	ウツ ミ シ ノブ 内 海 志 伸	舞鶴市老人クラブ連合会 会長
	オ ノエ リョウ スケ 尾 上 亮 介	まいづる環境市民会議 会長
	キ タニ エ ミ 木 谷 絵 美	倉梯・倉二・与保呂地域包括支援センター
副会長	シナ ダ マサ アキ 品 田 正 明	舞鶴自治連・区長連協議会 副会長 ※就任時
	タ ナカ チ マ 田 中 小 満	市民
	タニ グチ エイ コ 谷 口 英 子	NPO法人まちづくりサポートクラブ 副代表理事
	ニシ ヤマ タカ シゲ 西 山 隆 成	舞鶴商工会議所 常務理事・事務局長
	フジ ワラ タカ コ 藤 原 貴 子	舞鶴YMC A国際福祉専門学校 教務部長
	モリ シ ノ ブ 森 志 乃 ぶ	市民
会長	ヤマ カワ ハジメ 山 川 肇	京都府立大学大学院生命環境科学研究科 教授

(敬称略、五十音順)

舞鶴市廃棄物減量等推進審議会 議事経過

平成 28 年度	10月5日（水）	第1回	<ul style="list-style-type: none"> ◆委嘱、会長・副会長の選出 ◆《説明》 <ul style="list-style-type: none"> ①一般廃棄物（ごみ）処理状況について ②一般廃棄物（ごみ）排出量・処理量等の推移について ③一般廃棄物（ごみ）処理基本計画について「概要」
	1月11日（水）	第2回	<ul style="list-style-type: none"> ◆施設見学
	2月23日（水）	第3回	<ul style="list-style-type: none"> ◆《説明》 <ul style="list-style-type: none"> ①舞鶴市のごみ収集やごみステーションに関する市民意識調査の結果について ②自治会長を対象とした「ごみ収集に係るアンケート結果」について ③ごみ収集に係る他市の取り組み事例について
平成 29 年度	4月25日（火）	第4回 諮問	<ul style="list-style-type: none"> ◆《諮問》 <ul style="list-style-type: none"> 循環型社会の形成に向けた新たな取り組みについて ◆《協議1》 <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクルに関する取り組みについて
	7月25日（火）	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ◆《協議1》中間答申（案） <ul style="list-style-type: none"> 容器包装リサイクルに関する取り組みについて ◆《協議2》その他 <ul style="list-style-type: none"> ①今後取り組むべき課題 <ul style="list-style-type: none"> 海ごみとプラスチック問題、食品ロス ②舞鶴市の取り組み
	8月31日（木）	中間答申	<ul style="list-style-type: none"> ◆中間答申
	11月24日（金）	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ◆《協議2》リデュース・リユースの推進について <ul style="list-style-type: none"> ①食品ごみ、②プラスチックごみ、③リユース
	1月26日（金）	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ◆《協議2》リデュース・リユースの推進について <ul style="list-style-type: none"> ④事業ごみ、⑤紙ごみ、⑥公平な受益者負担の実現
	3月27日（火）	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ◆リデュース・リユースの推進についての総括 ◆《協議3》 <ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について①
	5月28日（月）	第9回	<ul style="list-style-type: none"> ◆《協議3》 <ul style="list-style-type: none"> ライフスタイルの変化や高齢化などへの対応について②
平成 30 年度	8月21日（火）	第10回	<ul style="list-style-type: none"> ◆答申（案）の審議
	10月2日（火）	第11回 答申	<ul style="list-style-type: none"> ◆答申（案）の審議 ◆答申